

1 4 学級編制

□ 概説

「学級編制」とは、学校における学習のために一定数を基準として児童生徒の集団（学級）を組織することをいう。

1. 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制する。ただし、特別の事情がある場合は、数学年の児童又は生徒を一学級として編制することができる。 (標準法第3条)

公立の義務教育諸学校の学級編制は、都道府県の定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。 (標準法第4条)

公立の義務教育諸学校の学級編制については、あらかじめ都道府県教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。同意を得た学級編制の変更についても同様とする。 (標準法第5条)

2. 標準法を基準として、毎年、県で教職員定数を定め、その範囲内で、学級編制協議書に基づき各学校の学級編制及び教職員数が決定される。 (地教行法第41条)

(注) 毎年県で定められる教職員定数、学級編制基準、学校規模に対する教員配当数等は、岐阜県教育委員会から発行される「岐阜県の教育」に掲載される。

3. 学級編制協議書の変更締め切りの日時は、通常3月28日17:00（1・2年生については、4月5日17:00）としている。詳細は、毎年の指示による。

□ 手続書類

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 市町村教委の学級編制協議書 学級編制変更協議書	教育振興事務所 学校教育課	(様式編制1) 2部 (様式編制2) 2部	1月31日 3月9日
2. 教育振興事務所の進達書	県学校人事課	1部	県学校人事課の指定した日(2月上旬、3月中旬)

※留意事項

- ① 学級編制基準やその他関係書類は、毎年11月頃の通知文書で明示されるので、それに従って協議すること。
- ② 「学級編制の基礎数から除外する児童生徒」(P.108 参照)は算入しないこと。